

重要事項説明書

1 事業所（法人）等の概要

① 事業者（法人）の概要

名称	独立行政法人地域医療機能推進機構
代表者名	理事長 山本 修一
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪3丁目22番12号
連絡先	電話 (03) 5791-8220 FAX (03) 5791-8257

② 事業所の概要

施設名称	可児とうのう病院附属介護老人保健施設
所在地	〒509-0206 岐阜県可児市土田900番地
連絡先	電話 (0574) 25-1717 FAX (0574) 28-6470
事業所番号	岐阜県2153180019号
施設長氏名	梶田 泰一

③ 職員体制 ※必置職については法令の定めるところによる

職種	職務内容	計
管理者	施設に携わる職員の総括管理、指導等	1名
医師	健康管理、リハビリテーション計画の指示、急変時の対応	1名以上
理学療法士等	運動・作業療法の計画、実施、評価等	1名以上
看護職員	看護全般、生活援助等	1名以上
介護職員	医学的管理下の介護、生活援助、サービス計画作成等	2名以上
その他の職員	その他補助業務	必要数

④ サービス実施エリア

実施エリア	可児市内
-------	------

⑤ 営業日

営業日	営業時間
平日	8:30～16:45（祝日含む）
営業しない日	・土曜日・日曜日 ・ゴールデンウィーク、年末年始は別途お知らせ

※ 台風・雪など悪天候時等の営業については、警報等の状況により適宜、判断します。

2 サービスの内容

① 介護保険給付対象サービス

種類	内容
食事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行います 昼食→12:00～
入浴及び清拭	入浴又は清拭を行います ※寝たきり等の方は、機械浴も可能です

排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行います
整容等	個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。
リハビリ	身体機能の低下防止のため、理学療法士等により利用者の状況に適したリハビリを行います
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います
レクリエーション等	製作レク、おやつレク、運動レク、音楽療法、観賞レク 施設外訓練等を行います
相談及び援助	利用者及びその後見人、家族又は身元引受人からのご相談に応じます 必要に応じ居宅マネージャーに連絡させていただきます
送迎	ご自宅、施設間の送迎を行います

3 事業者が提供するサービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「声のポスト」に投函して申し出ることができます。

苦情等受付窓口	窓口責任者	①可児とうのう病院附属介護老人保健施設副施設長 ②可児とうのう病院総務企画課総務係長
	ご利用時間	8：30～17：15 （平日）
	電話番号	①0574-25-1717 ②0574-25-3113
	FAX 番号	①0574-28-6470 ②0574-25-4657

行政による苦情相談窓口

可児市役所 介護保険課	所在地	可児市広見 1-1	電話番号	0574-62-1111	FAX	0574-63-4406
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地	岐阜市下奈良 2-2-1	電話番号	058-275-9826	FAX	058-275-7635
岐阜県社会福祉協議会 (岐阜県運営適正化委員会)	所在地	岐阜市下奈良 2-2-1	電話番号	058-273-1111	FAX	058-275-4585

4 緊急時の対応方法（連絡体制）

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、以下の医療機関に速やかに連絡を取るなど必要な措置を講じます。

医 療 機 関	病院名	可児とうのう病院
	所在地	岐阜県可児市土田 1221 番地 5
	電話番号	(0574) 25-3113

5 施設利用にあたっての留意点

喫 煙	全館禁煙となっていますのでご協力お願いします
所持金管理	所持金品は、自己責任のもと管理してください
設備の利用	施設内の設備は、用法に従ってご利用ください
ペットの持ち込み	施設内のペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
迷惑行為	騒音又は他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください
宗教・政治活動	施設内での執拗な宗教・政治活動はご遠慮ください
犬などのペットを飼っている方	送迎時にご利用者さん宅でスタッフが飼い犬に噛まれることがあります。スタッフが利用者さん優先でお手伝いしているため、犬に気付かず誤って触れてしまうなどの可能性もあり、おとなしい犬であっても怒ることがあります。大変申し訳ありませんが、安全のために、次のことにご理解とご協力をお願いいたします。◇義務付けられた予防接種は必ず受けてください。◇送迎時には隔離するなど、スタッフの付近に寄らない工夫をお願いします。

6 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションとは居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいいます。

7 介護予防通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーションとは居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、行われる理学療法、その他必要なリハビリテーションをいいます。

【ご利用時リスク説明書】

当施設では利用者が快適なデイケアを送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

《高齢者の特徴に関して》

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐ 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危険性があります。
- ☐ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- ☐ 日本人が生涯、癌に罹る確率は男性 60%、女性 40%（国立がんセンター推計）であり、今後癌を発症する可能性もあります。
- ☐ 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害（周辺症状）が出現する場合があります。徘徊や昼夜逆転、攻撃的行為、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。
- ☐ 送迎時に急変された場合には原則可児とうのう病院へ搬送をいたします。かかりつけ医があれば以下にお知らせください。

《医学的管理・服薬管理に関して》

- ☐ 身体状況及び服用されている薬の影響から起こしやすいと考えられることなど（ ）

ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。

なお、ご不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

かかりつけ医

電話